

平成 27 年 度
税 制 改 正 要 望

平成 26 年 8 月
農 林 水 産 省

〔税制改正要望事項（新規・拡充・延長）〕

第 1 農業経営の安定化

- 1 農業経営基盤強化準備金制度（交付金を準備金として積み立てた場合及び同準備金を活用して農用地等を取得した場合の経費算入）の拡充（対象資産の拡充、対象者に認定新規就農者を追加）及び2年延長（所得税・法人税）
- 2 農地中間管理機構の整備に伴う課税上の所要の措置（固定資産税）
- 3 軽油引取税の課税免除の特例措置の3年延長（軽油引取税）
- 4 農業協同組合、漁業協同組合等が一定の貸付けを受けて共同利用施設を取得した場合の課税標準の特例措置（取得価格のうち貸付金相当分を控除）の2年延長（不動産取得税）
- 5 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置（2%→0.8%）の2年延長（登録免許税）
- 6 農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る特例措置（取得価格の1/3控除）の2年延長（不動産取得税）
- 7 平成27年度以降の農地の負担調整措置の存続（固定資産税・都市計画税）
- 8 東日本大震災の津波被災区域で実施する土地改良事業の換地計画に基づき創設農用地換地を取得した場合の課税標準の特例措置（取得価格の1/3控除）の2年延長（不動産取得税）
- 9 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却（30%）又は法人税額等の特別控除（7%）（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の2年延長（所得税・法人税）
【経産省等3省共管】
- 10 農業信用基金協会、(独)農林漁業信用基金及び漁業信用基金協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置（0.4%→0.15%）の2年延長（登録免許税）
【経産省共管】

第 2 農林水産関連産業の振興等

- 1 中小企業者等の法人税率の引下げ（法人税）
- 2 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充（特別試験研究費税額控除制度の控除率引き上げ等）及び総額型の控除上限の引上げ措置（20%→30%）の2年延長（所得税・法人税）
【経産省等8省共管】

- 3 技術研究組合の所得計算の特例（圧縮記帳）の本則化（法人税）
【経産省等4省共管】
- 4 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却（30%）又は法人税額等の特別控除（7%）（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の2年延長（所得税・法人税）（再掲）
【経産省等3省共管】
- 5 中小企業等の貸倒引当金の特例（繰入限度額を12%増し）の2年延長（法人税）
【経産省等5省庁共管】
- 6 金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）（所得税）
【金融庁等3省庁共管】

第3 農山漁村の活性化

- 1 振興山村において工業用機械等を取得した場合の特例措置（機械・装置10%等の特別償却）の見直し（割増償却への変更、取得価額要件の500万円への引下げ、対象業種に農林水産物販売業等を追加等）及び2年延長（所得税・法人税）
【総務省等3省共管】
- 2 次の特定地域において工業用機械等を取得した場合の割増償却（機械・装置32%等）の2年延長（所得税・法人税）
 - （1）半島振興対策実施地域 【国交省等3省共管】
 - （2）離島振興対策実施地域 【国交省共管】
 - （3）奄美群島 【国交省共管】
- 3 過疎地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却（10%等）の2年延長（所得税・法人税）
【総務省等3省共管】
- 4 福島再開投資等準備金制度（避難指示解除区域等へ帰還を希望する事業者が将来の当該区域における事業の実施に必要な経費を積み立てた場合の経費算入）の創設（所得税・法人税）
【復興庁等4省庁共管】
- 5 避難指示解除準備区域内資産の代替資産取得に係る特例措置の拡充（不動産取得税、固定資産税、都市計画税）
【復興庁等4省庁共管】

第4 森林・林業施策の推進

- 1 森林吸収源対策の財源確保に係る税制措置（複数税目）

- 2 山林所得に係る森林計画特別控除（収入金額の20%等）の3年延長（所得税）
- 3 軽油引取税の課税免除の特例措置の3年延長（軽油引取税）（再掲）
- 4 中小企業者等の法人税率の引下げ（法人税）（再掲）
- 5 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却（30%）又は法人税額等の特別控除（7%）（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の2年延長（所得税・法人税）（再掲）
【経産省等3省共管】
- 6 中小企業等の貸倒引当金の特例（繰入限度額を12%増し）の2年延長（法人税）（再掲）
【経産省等5省庁共管】
- 7 農業信用基金協会、(独)農林漁業信用基金及び漁業信用基金協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置（0.4%→0.15%）の2年延長（登録免許税）（再掲）
【経産省共管】

第5 水産施策の推進

- 1 軽油引取税の課税免除の特例措置の3年延長（軽油引取税）（再掲）
- 2 農業協同組合、漁業協同組合等が一定の貸付けを受けて共同利用施設を取得した場合の課税標準の特例措置（取得価格のうち貸付金相当分を控除）の2年延長（不動産取得税）（再掲）
- 3 中小企業者等の法人税率の引下げ（法人税）（再掲）
- 4 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却（30%）又は法人税額等の特別控除（7%）（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の2年延長（所得税・法人税）（再掲）
【経産省等3省共管】
- 5 中小企業等の貸倒引当金の特例（繰入限度額を12%増し）の2年延長（法人税）（再掲）
【経産省等5省庁共管】
- 6 農業信用基金協会、(独)農林漁業信用基金及び漁業信用基金協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置（0.4%→0.15%）の2年延長（登録免許税）（再掲）
【経産省共管】

第 6 その他

- 1 農業協同組合制度の見直しに伴う税制上の所要の措置（複数税目）
- 2 農業委員会制度の見直しに伴う税制上の所要の措置（複数税目）
- 3 独立行政法人の組織見直しに伴う税制上の所要の措置（複数税目）

〔税制改正見直し事項（廃止）〕

- ・ 新用途米穀加工品等製造設備の特別償却（30％）の廃止（所得税・法人税）